

議案第9号

橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和2年6月8日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年橋本市条例第57号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前
(職員)		(職員)
第10条 略		第10条 略
2 放課後児童支援員は、次の各号のいづれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の中核市長が行う研修を修了したものでなければならない。	2 放課後児童支援員は、次の各号のいづれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。	
(1)～(10) 略		(1)～(10) 略
4・5 略		4・5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。